

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和7年12月分)

番号	ご意見	市の考え
1	<p>第三子が生まれたが、昨今の共働きの推進、所得増加を狙う定年延長等により第2.3子を育てるために見る人、第1.2子を見る人、送迎してくれる人がいなくとも今の世代は2.3子を産もうと思わない。</p> <p>また、第三子誕生日時の育休2ヶ月がからで、第2子保育園が時短しかできなくなると、夫が定時帰社時に迎えに行けなくなる。制度変更をお願いしたい。</p> <p>せめて双方の両親が市外、県外に住んでいる場合は延長できるようななど、子育てしやすい環境へと見直しをお願いしたい。</p> <p>また、学童についても津市立をより増加させなければいけないと考える。</p>	<p>本市では、既に保育所等を利用している児童については、保育環境の維持を目的として、育児休業中も継続して保育所等を利用できることとしていますが、育児休業中である場合は、保育短時間として認定をしています。なお、必要がある場合は、保育短時間の枠を超えて、延長保育をご利用いただけます。(延長保育料が別途必要)</p> <p>放課後児童クラブについては、現在、97クラブ(公設民営65クラブ・民設民営32クラブ)あり、年々、増加しています。引き続き、民設民営クラブの開設状況等も考慮しながら、放課後等の安全安心な居場所を確保していきます。</p> <p>なお、子育て支援の事業として、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。保育所等の送迎や急用の預かり等を行う会員登録制の育児相互援助事業で、育児に係る援助を受けたい人(依頼会員)のご希望に応じて、育児に係る援助を行いたい人(提供会員)をご紹介します。利用する場合は事前に登録が必要となり、登録後に内容を確認し提供会員とのマッチングを行います。詳しくは津市ファミリー・サポート・センター(電話:059-236-0120)へお問い合わせください。</p> <p>【参考】津市ホームページ 「津市ファミリー・サポート・センター」 https://www.info.city.tsu.mie.jp/kosodateouen/shien_josei_enjo/1002659/1002682.html</p>